令和三年三月現在

久喜市区域指定図
都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域

廃止する区域

（単位：ha）

地　区　名	廃止面積
①高柳地区	３２．７
②八甫地区	２．６
③上川崎地区	９．３
合　　計	４４．６

新たに指定する区域

（単位：ha）

地　区　名	新規指定面積
①高柳字溜井地区	５．６
②西大輪地区	２．０
③北中曽根地区	０．５
④原地区	４．２
⑤吉羽地区	２．５
合　　計	１４．８

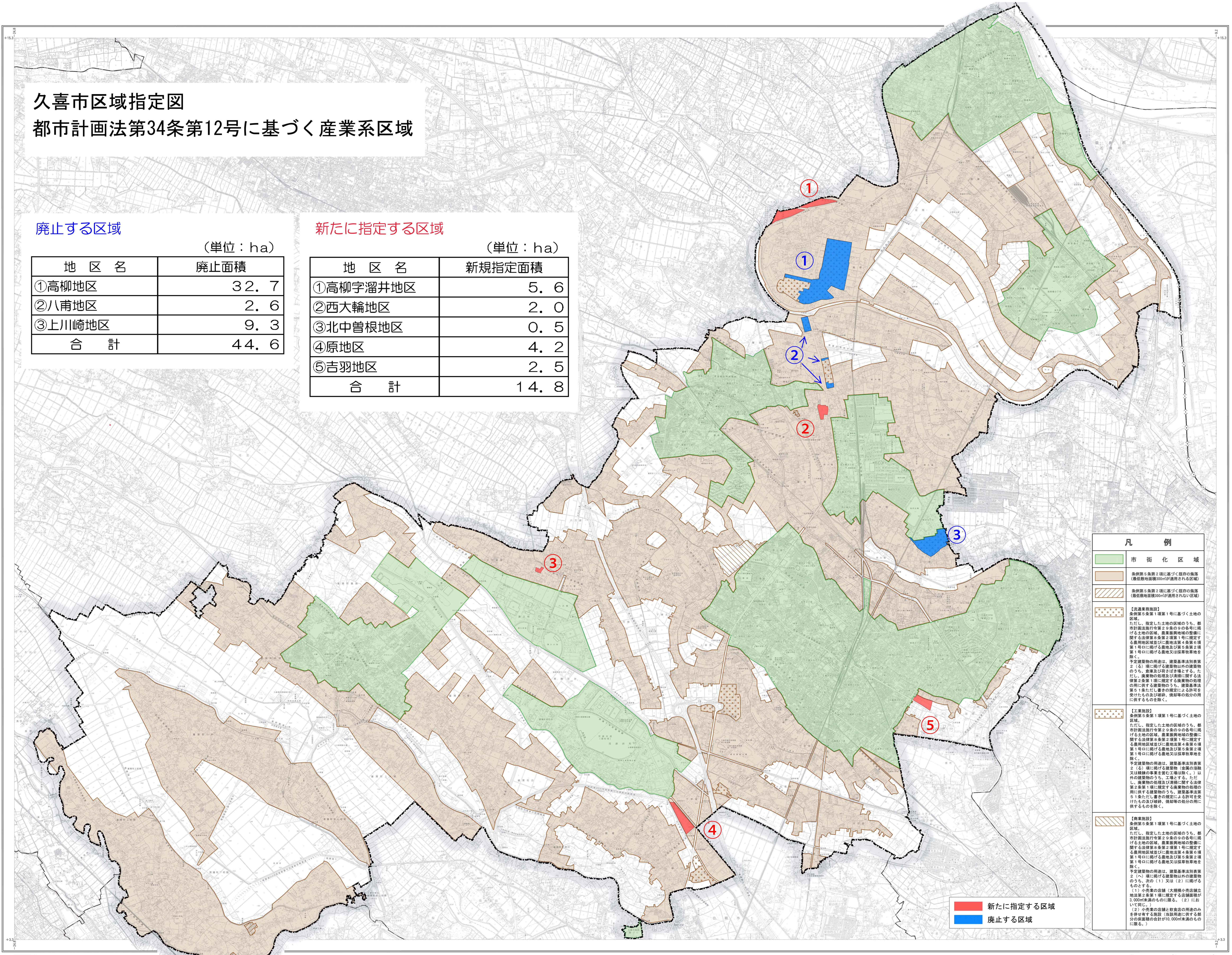

凡　　例	
🟩	市　街　化　区　域
▭	条例第５条第２項に基づく既存の集落 （最低敷地面積300㎡が適用される区域）
▨	条例第５条第２項に基づく既存の集落 （最低敷地面積300㎡が適用されない区域）
∘	【流通業務施設】 条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域。 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９の各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草牧草地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（る）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第５１条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
△	【工業施設】 条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域。 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９の各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草牧草地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（る）項に掲げる建築物（金属の溶融又は精錬の事業を営む工場は除く。）以外の建築物のうち、工場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第５１条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
▧	【商業施設】 条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域。 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９の各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草牧草地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（へ）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の（１）又は（２）に掲げるものとする。 （１）小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第２条第１項に規定する店舗面積が3,000㎡未満のものに限る。（２）において同じ。） （２）小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設（当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡未満のものに限る。）

🟥 新たに指定する区域
🟦 廃止する区域

1. 1:2,500久喜市地形図・菖蒲町都市計画図・鷲宮町都市基本図・栗橋町を縮小編纂したものである。
2. 1:2,500大利根町・加須市・騎西町・鴻巣市・北本市・桶川市・蓮田市・白岡町・宮代町・杉戸町・幸手市・五霞町・古河市を縮小編纂したものである。

1:15,000
0　100　500　1000　1500　2000m

昇寿チャート株式会社 埼玉営業所
埼玉県川口市西川口1-26-4
☎ (048) 252-1936

久　喜　市
1:15,000